



チーバくん誕生20周年記念ロゴマーク
ガイドマニュアル

(令和8年6月4日制定)

CHIBA



**チーバくん誕生20周年記念ロゴマーク
ガイドマニュアルをお読みいただき、
ありがとうございます。**

千葉県マスコットキャラクター チーバくんは、平成19年1月11日に誕生し、多くのみなさまに愛され、令和9年1月11日に20周年を迎えます。

これを記念して「チーバくん誕生20周年記念ロゴマーク」を作成しました。ガイドマニュアルに沿った使用をしていただき、チーバくんがさらに魅力的で皆様に愛されるキャラクターになれるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

Content

1	ロゴマーク 基本	3
2	ロゴマーク禁止事項 NG	7
3	使用の手続き	8
4	その他の注意事項	10
5	Q&A よくある質問	11

ロゴマーク 基本01

20周年ロゴを使用する場合は、かならず県から支給されたオリジナルデータを使用してください。

原則として、複製データの使用および変形、加工は禁止します。

(20周年ロゴマークに限り、チーバくんの名称表記は不要です。)



フルカラー(ブラック)

■ 赤 : DIC157 (M100+Y95) ■ 黒 : DIC582 (K100)



グレースケール

■ 黒 : DIC582 (K100) ■ グレー : (K45)



フルカラー(グレー)

■ 赤 : DIC157 (M100+Y95) ■ 黒 : DIC582 (K100)

■ グレー : (K30)



モノクロ

■ 黒 : DIC582 (K100)



フルカラー(イエロー)

■ 赤 : DIC157 (M100+Y95) ■ 黒 : DIC582 (K100)

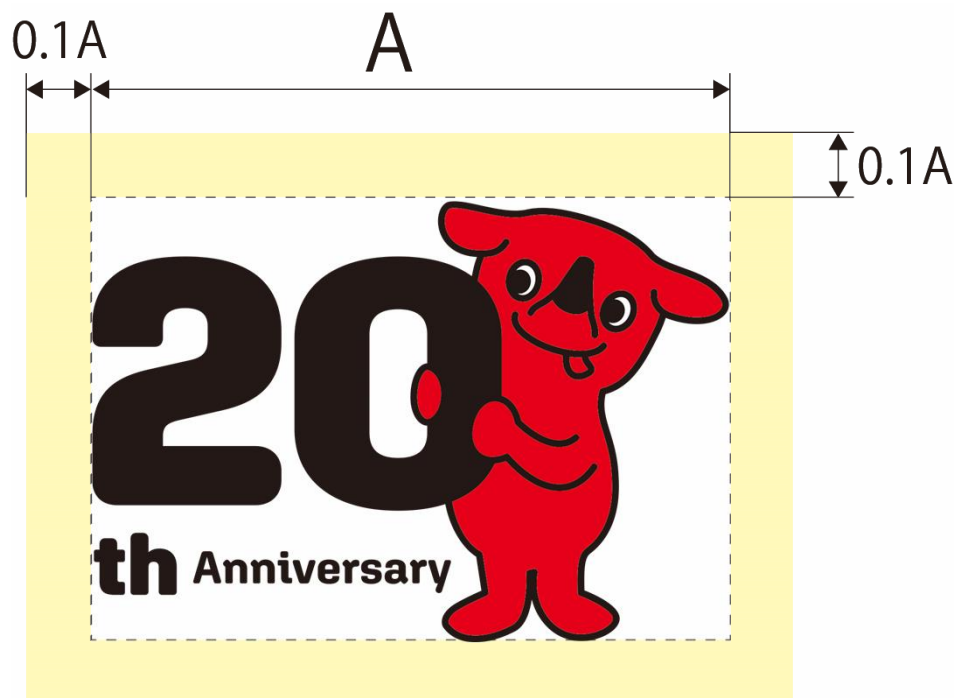
■ 黄 : (Y100)

ロゴマーク 基本02

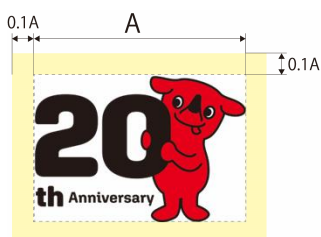
20周年ロゴマークの周囲に下記規定のクリアスペースを確保してください。

また付与される許諾番号の表記をお願いします。

(表記場所・サイズ等の指定はありません)



※クリアスペース内に文字・図・キャラクター・奇抜な背景・人物などを配置することはできません。



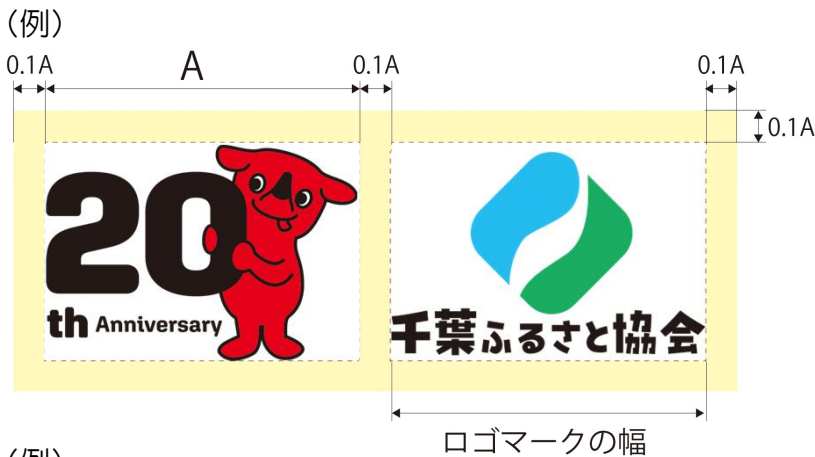
最小使用サイズは、「左右幅25mm」です。一定の視認性を確保するために、これ以下のサイズでは表示しないでください。

ロゴマーク 基本03

20周年ロゴマークと企業ロゴや他キャラクターとの併用の場合は
下記スペース内に配置して規定のクリアスペースを確保してください。

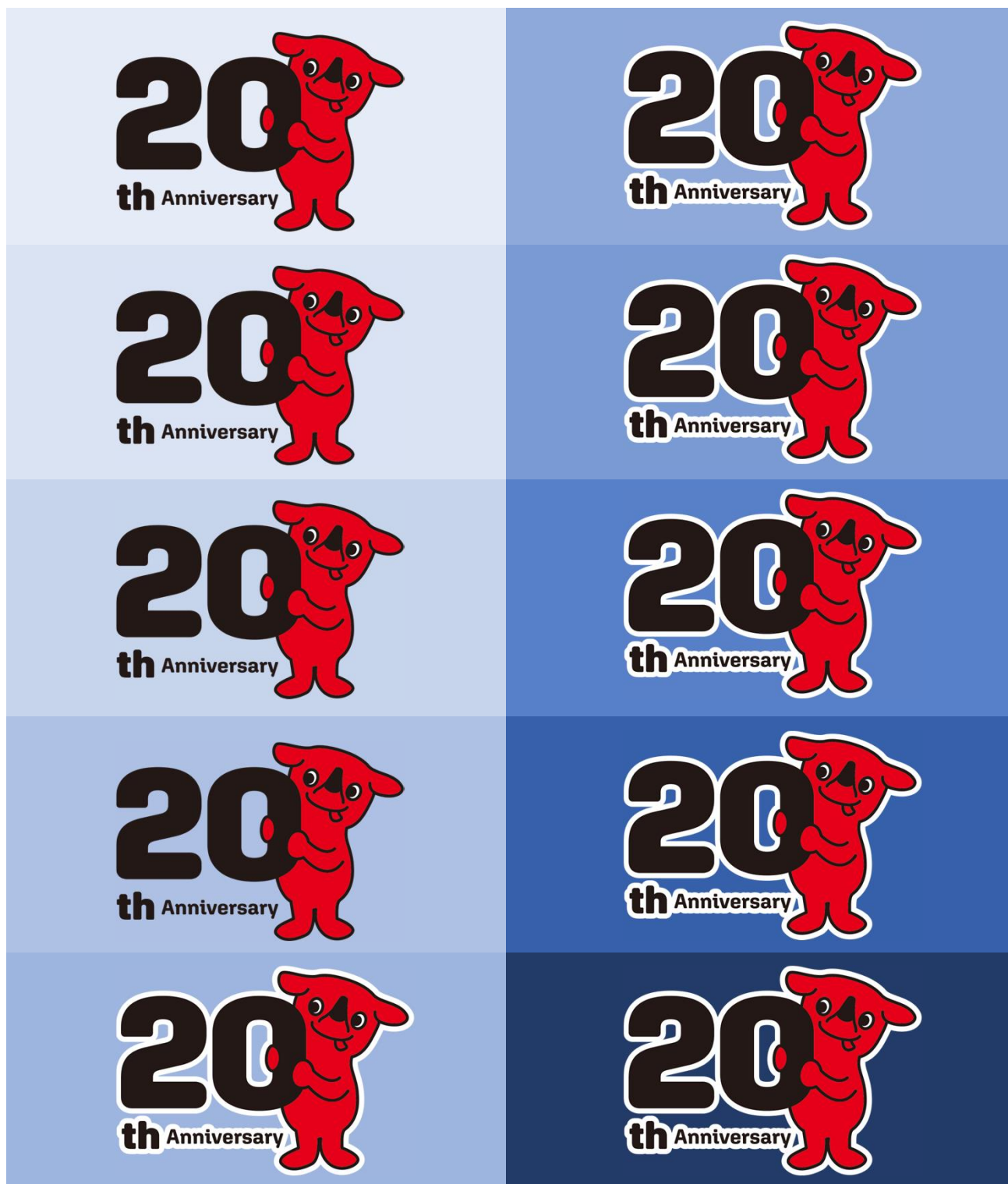


ロゴやキャラクターの配置サイズの左右は3Aを最大にして短く調整してください。



ロゴマーク 基本04

20周年ロゴマークと背景色の関係を示したものです。
ロゴマークを配置する場合は、このカラーシステムチャートを参考にして、
背景色が濃い場合には白フチが付いたロゴマークを使用してください。



ロゴマーク禁止事項 NG

使用カラーは基本01を参照ください。20周年ロゴマークの背景に、視認性が確保できない色・パターン・写真・イラストレーションを配置することは避けてください。



縦横の比率を変えない。変形の禁止



回転させない



反転させない



色を変えない



トリミングしない



吹き出しは不可。話さない

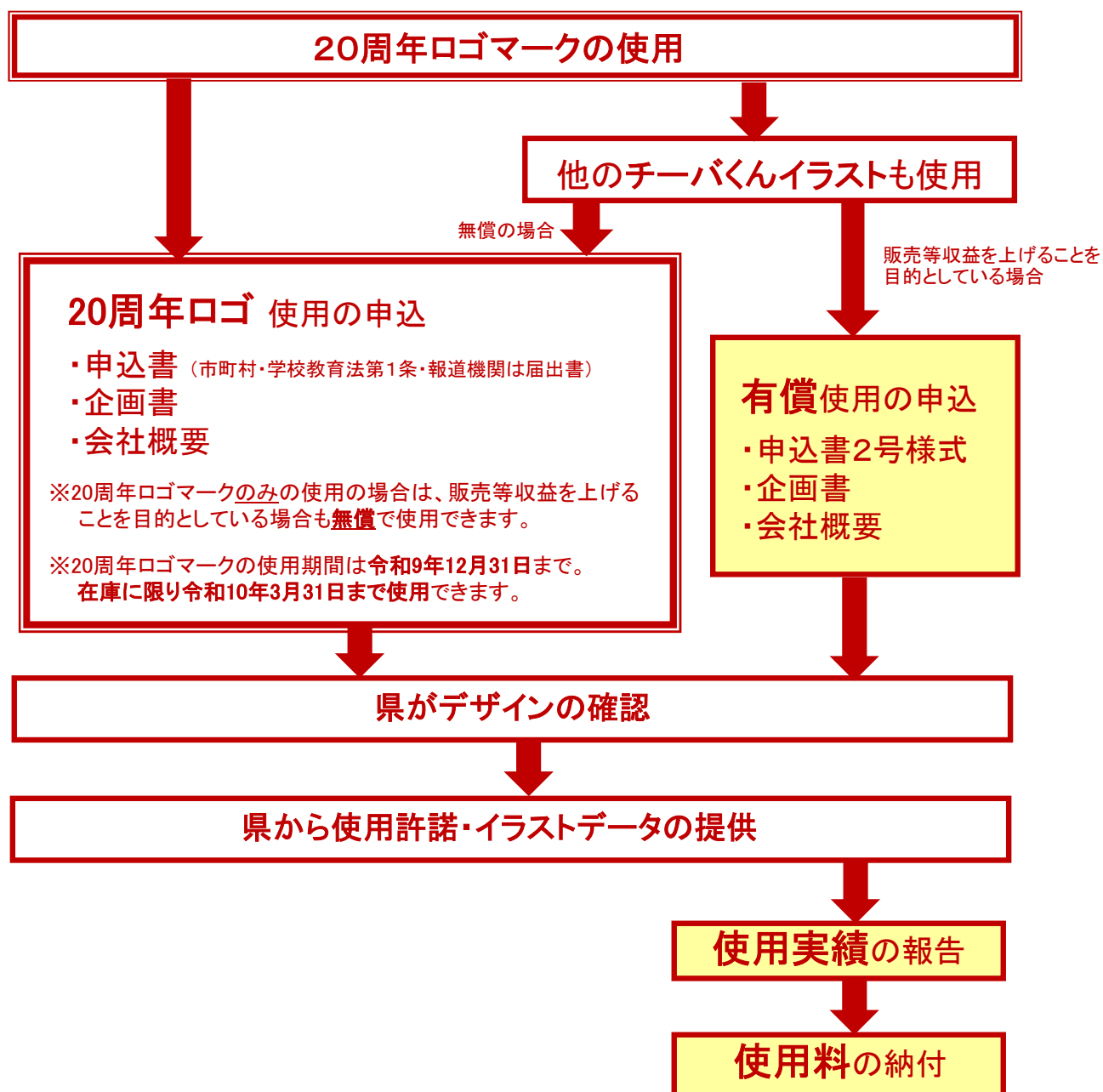
使用の手続き

(1) 使用に関しては申込等が必要です。

使用にあたっては、事前に県へ申込等が必要になります。

所定の様式と企画書(デザイン案)等の資料を県に提出してください。各種様式と申込書などは、千葉県ホームページから「チーバくん誕生20周年記念ロゴマークができました!」のページへアクセスし、ダウンロードをお願いします。ガイドマニュアルに沿ってご利用ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/20thlogo.html>



【提出先・お問い合わせ先】

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県報道広報課 戦略広報推進室

TEL 043-223-3785 MAIL cbkdesign@mz.pref.chiba.lg.jp

※申込書はメール送信または郵送にてご提出ください。

使用の手続き

(2) デザインが使用できない場合

以下に該当するときは、デザインを使用することはできません。

- 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- 暴力団等と関係があると認められるとき。
- 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、
又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- チーバくんのイメージを損なうおそれのあるとき。
- その他、公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

(3) 許諾番号等の記載（20周年ロゴに限りチーバくんの名称表記は省略できます）

- ロゴマークを使用する場合は、許諾番号の記載が必要です。
イラストを使用する物品自体に記載することができない場合は、物品のタグや物品を入れる箱・パッケージ等に記載してください。
- 飲食物にロゴマークを使用する場合は、
「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではありません」等の記載が必要です。

(例)



千葉県許諾第20th〇-△号

※許諾番号を表記する場所・サイズ等の指定はありません

- 名称を表記する場合には、以下①②どちらかの表記ください。

①「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」

②「Chiba Prefecture Mascot CHI-BA+KUN」

余白がない場合やデザインの都合上、長い表記を入れることができない場合は、省略して「チーバくん」または「CHI-BA+KUN」のみ記載してください。

※「チーバ」はカタカナで、「くん」はひらがなです。

× チーバ君、ちーば君、ちーばくん、チーバクン

また、「ゆるキャラ」は登録された商標なので使用しないでください。

その他の注意事項

(1) 立体物の作成について

- 20周年ロゴマークを使用した立体物(ぬいぐるみ・フィギュア等)の作成はできません。

(2) デジタルコンテンツについて

- SNS、ホームページ、ホームページ用バナーには県からの許諾を受けた場合、ロゴマークを使用できます。
- その他のデジタルコンテンツ(スタンプ、壁紙、ゲーム)については、管理上、ロゴマークを使用することはできません。

(3) 募金について

- チーバくんは県、市町村、自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体(法人格を有しないものを含む。)が公益的な活動のための募金の広報に使用することはできますが、それ以外の募金活動の広報を目的に使うことはできません。

Q&A よくある質問

(1) 申込に関すること

① 申込書を送付してから許諾されるまで、どれくらい時間がかかりますか？

申込書が到着してから、1ヶ月ほどお時間をいただいています。

書類に不備がある場合や、デザインの監修が必要な場合は、それ以上お時間をいただく場合もありますので、早めに手続をお願いします。

② 申込書の添付書類の「企画書」は何を用意すればいいですか？

デザインを使用する物品のイメージ図やレイアウト案など、デザインの使用方法が分かるものを用意してください。なお、修正をお願いする場合がありますので、物品や印刷物のデザインが確定する前に申込書の提出をお願いします。

③ 使用期間は令和9年12月31日までで、それ以上使うことはできますか。

20周年ロゴについては、令和9年12月31日までの許諾を受けたものに限り、令和10年3月31日まで使用することができます。それ以上の使用はできませんのでご注意ください。

④ 現在、有償使用で許諾を受けている商品に20周年ロゴを追加で付ける、または上から新たな袋や包装紙で包むことはできますか。使用料は無償になりますか。

20周年ロゴの使用申込書をいただければ使用できます。

ただし、有償使用で許諾を受けている既存の商品に付ける等の場合は、有償使用のまま使用料をいただきますので予めご了承ください。

⑤ 現在、無償申込で許諾を受けているものを20周年ロゴと一緒に使用する場合の申込方法。

20周年ロゴの使用申込書と一緒に許諾します。

⑥ 販売する商品などに使用したいですが、20周年ロゴは使用料がかかりますか。

20周年ロゴは無償で使用できます。

ただし、20周年ロゴ以外のチーバくんイラストを追加する場合は有償使用となり、使用料をいただきます。

Q&A よくある質問

(2) デザイン使用に関すること

① 解像度の高いデータはもらえますか。

申込を行って許諾がおりた後、メールでお送りします。

データ形式はイラストレータデータまたはJPGデータです。

以下メールアドレスに必要事項を記載してご連絡ください。または申込の際にあわせてお教えください。

【必要事項】

- 「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用許諾通知書に記載されている許諾番号
- ロゴマークのカラー
- データ形式(イラストレータデータまたはJPGデータ)

② 一度許諾を受けたら、全てのチーバくんのイラストを使えますか。

許諾対象は、提出いただいた企画案についてのみになりますので、

その他のイラストを使用したい場合は、別途、追加で申し込みが必要になります。

【提出先・お問い合わせ先】

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県報道広報課戦略広報推進室

TEL 043-223-3785 MAIL cbkdesign@mz.pref.chiba.lg.jp

※申込書はメール送信または郵送にてご提出ください。